

【記載例】

様式第一（第十八条関係）

(表 面)

指定給水装置工事事業者指定申請書

届出の日付を記入

〇〇年△△月□□日

八街市水道事業
八街市長 様

申請者	氏名又は名称	株式会社 八街道
住 所		千葉県八街市榎戸415番地
代表者氏名		八街 太郎
電話番号		043-443-0677
FAX		043-443-0462
E-mail		suido@city.yachimata.lg.jp

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、
同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名			
フ リ ガ ナ 氏 名	フ リ ガ ナ 氏 名	フ リ ガ ナ 氏 名	フ リ ガ ナ 氏 名
代表取締役 八街 太郎	ヤマタ タロウ 八街 太郎	監査役 八街 二郎	ヤマタ ジロウ 八街 二郎
取締役	ヤマタ ハナコ 八街 花子		
取締役	ヤマタ 仔ウ 八街 一郎		
		法人のみ記入 登記事項証明書上の役員を全員記入	
事業の範囲	・給排水衛生設備工事業 ・土木建設工事業		
機械器具の名称、性能及び数		別表のとおり	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

法人の場合には定款・登記事項
証明書上の目的の内容を記入



【記載例】

実際に事業を行おうとする事業所の
名称・所在地を記入してください。
(表面の「申請者」と同じでも記入)

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 八街水道
上記事業所の所在地	千葉県八街市榎戸415番地
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ヤマタ 伊吹 八街 一郎	1 2 3 4 5
選任予定者 ※「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」と同一になります。	
本店以外を登録する場合は、 ○○営業所・△△支店等名称を 付けてください。	

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 八街水道 千葉支店
上記事業所の所在地	千葉県千葉市1番地2
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
イズミ ダイ 泉 大	3 4 5 6 7
エキド ミドリ 榎戸 みどり	4 5 6 7 8
2人以上選任してもよい	

(備考) この用紙の大きさは、A4用紙とすること。

【記載例】

別表（第十八条関係）

機械器具調書

届出の日付を記入

○○年△△月□□日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	金切りのこ パイプカッター 塩ビカッター	固定式鋸弦 AB-50 CD-25	2 1 1	
管の加工用の機械器具	やすり パイプねじ切り器 パイプベンダー	平型 E100 FG-30	2 1 1	
接合用の機械器具	トーチランプ パイプレンチ スパナ	H-100I J450	1 3 2	
水圧テストポンプ	手動式水圧テストポンプ 電動式水圧テストポンプ	K10L M20N	1 1	
<p>※上記はあくまで参考ですので、水道法施行規則の具体例のもの、あるいは同等以上のものであれば、これ以外のものでも結構です。</p> <p>※各「種別」ごとに記入する機械器具は、最低1つ以上です。</p> <p>※各機械器具ごとの写真は、記載したものを全て撮影してください。</p>				

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

【記載例】

様式第二（第十八条及び第三十四条関係）

誓 約 書

指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 申 請 者 及 び そ の 役 員
は 、 水 道 法 第 25 条 の 3 第 1 項 第 3 号 イ か ら へ ま で の い
ず れ に も 該 当 し な い 者 で あ る こ と を 誓 約 し ま す。

届出の日付を記入

○○年△△月□□日

申 請 者

会社の名称	→	氏名又は名称	株式会社 八街水道
本店の住所	→	住 所	千葉県八街市榎戸415番地
		代表者氏名	八街 太郎

八街市水道事業
八街市長 様

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

【記載例】

誓 約 書

指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 申 請 者 及 び そ の 役 員
は 、 八 街 市 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 規 則 第 5 条 第 3
項 ウ に 該 当 し な い 者 で あ る こ と を 誓 約 し ま す。

届出の日付を記入



〇〇年△△月□□日

申 請 者

会社の名称	→ 氏名又は名称	株式会社 八街水道
本店の住所	→ 住 所	千葉県八街市榎戸415番地
	代表者氏名	八街 太郎

八街市水道事業
八街市長 様

(備考) この用紙の大きさは、A4 番とすること。

【記載例】

様式第三（第二十二条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

八街市水道事業 八街市長 様		届出の日付を記入
いずれか又は両方に 印を付けること。		本店が届出者
選任 解任		○○年△△月□□日 千葉県八街市榎戸415番地 株式会社 八街水道 代表取締役 八街 太郎 電話番号 043-443-0677
水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 届出をします。		
事業所が本店以外の場合、事業所を特定すること。 ※事業所が2ヶ所以上の場合は、各事業所ごとに届出書を 提出してください。(届出者は本店となります)		
給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 八街水道 千葉支店	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者の免状の交付番号	選任・解任の年月日
(選任) イズミ ダイ 泉 大	34567	○○年△△月□□日
(解任) エリト ミドリ 榎戸 みどり	45678	○○年△△月□□日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

【記載例】

様式第十（第三十四条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

八街市水道事業
八街市長 様

本店が届出者

届出の日付を記入

〇〇年△△月□□日

千葉県八街市榎戸415番地
株式会社 八街水道
代表取締役 八街 太郎
電話番号 043-443-0677

変更したときは変更後の名称等

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ヤマタスイドウ 株式会社 八街水道		
住 所	千葉県八街市榎戸415番地		
フリガナ 代表者の氏名	ヤマタ タク 八街 太郎		
変更に係わる事項	変更前	変更後	変更年月日
名称変更	ヤマタセツビコウギョウ 八街設備工業 株式会社	ヤマタスイドウ 八街水道 株式会社	〇〇年△△月□□日
住所変更	千葉県八街市大木 671番地 (043-443-1111)	千葉県八街市榎戸 415番地 (043-443-0677)	〇〇年△△月□□日
代表者の変更	ヤマタ ハナコ 八街 花子	ヤマタ タク 八街 太郎	〇〇年△△月□□日
役員の変更	取締役 ヤマタ 仔四 八街 一郎	取締役 オギ サブウ 大木 三郎	〇〇年△△月□□日
	(就任)	取締役 エリト ミドリ 榎戸 みどり	〇〇年△△月□□日
	監査役 ヤマタ ジュ 八街 二郎	(退任)	〇〇年△△月□□日
法人にあっては登記年月日			

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

【記載例】

様式第十一（第三十五条関係）

廃止
指定給水装置工事事業者 休止届出書
再開

八街市水道事業
八街市長 様

届出の日付を記入

〇〇年△△月□□日

千葉県八街市榎戸415番地

株式会社 八街水道

代表取締役 八街 太郎

電話番号 043-443-0677

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の廃止の届出をします。

いずれかに印を付けること。

廃止
休止
再開

フリガナ 氏名又は名称	ヤマタスイドウ 株式会社 八街水道
住 所	千葉県八街市榎戸415番地
フリガナ 代表者の氏名	ヤマタ タク 八街 太郎
(廃止・休止・再開) の年月日	〇〇年△△月□□日
(廃止・休止・再開) の理由	○ ○ ○ ○ のため

(備考) この用紙の大きさは、A4用紙とすること。

【記載例】

指定給水装置工事事業者 確認事項書（新規・更新）

氏名又は名称 株式会社 八街水道

郵便番号、住所 289-1106

千葉県八街市榎戸415番地

現在、八街市水道事業では、
講習会を実施していないため、
記入の必要はありません。

代表者氏名

八街 太郎

電話番号

043-443-0677

提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表： 可 不可 ）
年 月 日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由）※ 非公表

指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： 可 不可 ）
休業日：日曜日、祝日、正月三が日 営業日：月～土 修繕対応時間：8:00～17:00 17:00以降は要相談
漏水等修繕対応の可否（公表： 可 不可 ） (該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。)
屋内給水装置の修繕 埋設部の修繕 その他（屋内はトイレ及びお風呂の修繕のみ対応）
対応工事種別（新設・改造等）：該当部に○をつけて下さい。（公表： 可 不可 ）
配水管からの分岐～水道メーター（新設 改造） 水道メーター～宅内給水装置（新設 改造）
その他（公表： 可 不可 ）
緊急時連絡先：000-0000-0000（代表者携帯番号）

その他欄を利用して夜間・
休日等の対応についての
記入也可

公表を不可とした場合は、
非公表を希望として、掲載
しません。

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届け出るようお願いします。

【記載例】

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
八街 一郎	e-ラーニング 給水工事振興財団	〇〇年〇〇月〇〇日
泉 大	〇〇〇〇に関する研修 自社内研修	〇〇年〇〇月〇〇日
詳細は、別紙参照	自社内研修の場合は申し出のみとし、別途証明の書類は求めません。	
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
可 <input checked="" type="radio"/> 不可		

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

【記載例】

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

- 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する 者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取 付・せん孔、給水管の接 合、いずれの経験も有し ているか(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)	工事 年度
			保有している資格等※ 詳細は、別紙参照
八街 太郎	○	○	講習会修了者
八街 一郎	○	○	配管科の課程修了
泉 大	○	×	
下請け等も含み、給水装置工事に 主に従事した者の氏名等を記入			資格を有していないなくても、 経験を有していれば記入
上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)			
可	不可		

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

指定更新時確認事項書 補足資料

(公社)日本水道協会作成、「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドライン(確定版)」より

~~5-6-2【様式例2】給水装置工事主任技術者等の研修受講実績等の確認~~

本様式では、更新する指定給水装置工事事業者が選任している給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者が、給水装置工事の施工技術向上のための研修等を受講しているかを確認する。

<~~様式例2~~の確認内容及び確認書類>

- (ア)外部機関による外部研修や、事業所内訓練等の自社内研修について、受講者名、研修会名及び実施団体、受講年月日を確認する。(過去5年以内)
- (イ)外部研修(e-ラーニング研修・現地研修会)であれば受講の事実を証明する書類(参考画面参照)により行う。
- (ウ)自社内研修の場合は、~~様式例2への~~研修内容記入にて行う。

参考画面例①(旧eラーニング試験実施履歴)

試験実施履歴

学習成果試験に全科目、全問正解された方は、eラーニング講習修了者として認定されます。また、講習用テキストは適宜更新しますので、次年度もeラーニングを受講されるようお願いいたします。

実施年月日	科目名称	取得率
平成29年7月20日	給水装置工事主任技術者の役割	10/10
平成29年7月20日	水道の基礎	10/10
平成29年7月20日	給水装置の維持管理	10/10
平成29年7月20日	給水装置の事故事例	10/10

講習修了履歴
平成29年7月20日

【給水工事技術振興財団 e-ラーニングより抜粋】

参考画面例②(修了年月日が明示された給水装置工事主任技術者証)



【給水工事技術振興財団ホームページより抜粋】

~~5-0-3~~ 【様式例3】適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況等の確認

本様式では、法令の規定に基づき、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況について確認する。

<~~様式例3~~の確認内容及び確認書類>

- (ア) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の配置状況を確認する。
(イ) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の氏名、配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか否か、いずれの作業について、資格を有しているか否か、保有している資格等、過去1年以内に給水装置工事（過去1年以内に実績がない場合、直近の状況）に従事した年度を確認する。

厚生労働省水道課長通知

【令和元年6月26日 厚生労働省水道課長通知より抜粋】

- 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- 職業能力開発促進法第44条^{※8}に規定する、配管技能士
- 職業能力開発促進法第24条^{※9}に規定する、都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する、配管技能に係る検定会の合格者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

※配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定は、平成29年4月に「配管技能者」へ一本化。

関係法令

※8 職業能力開発促進法第44条（技能検定）

技能検定は、厚生労働大臣が、政令で定める職種（以下この条において「検定職種」という。）ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して行う。ただし、検定職種のうち、等級に区分することが適当でない職種として厚生労働省令で定めるものについては、等級に区分しないで行うことができる。

※9 職業能力開発促進法第24条（都道府県知事による職業訓練の認定）

都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、同法第19条第1項^{※10}の厚生労働省令で定める基準に適合することの認定ができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

※10 職業能力開発促進法第19条

公共職業能力開発施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設にあっては、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準）に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。

(ウ)資格を証明する書類（資格証等）について、事務手続きとあわせて確認する。資格証等のイメージ図として、次の①～④を参考までに例示する。

①水道事業者による講習等の修了により資格を与えられた配管工の証明書（参考）

例1 某都市 分岐（配管）実務経験者確認証

例2 某都市 給水装置工事資格証

②職業能力開発促進法第44条に規定される配管技能検定合格証書

一級については、厚生労働省から授与された合格証書（国家資格）

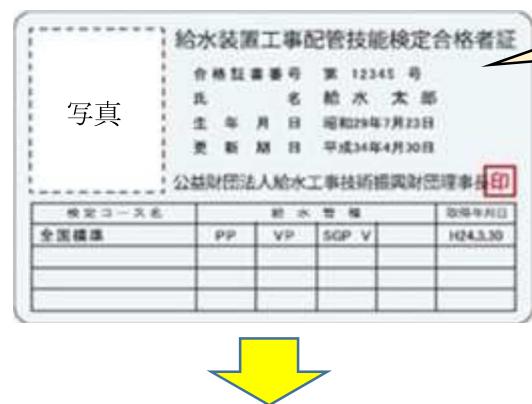
**某都市から交付された合格証書
二級以下については、都道府県から授与された合格証書【参考】
(国家資格)**

③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了証書（参考）

第〇〇〇号	修了証書
氏名 日水△△	
生年月日 1995年5月23日	
上の者は本校において職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定による次の職業訓練を修了したことを証する。	
職業訓練の種類	普通職業訓練
訓練課程	配管科
訓練科の名称	配管概論・配管技能実習
(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第○によるもの)	
総訓練時間	〇〇〇時間
年月日	
□□県△△技術訓練校	
学校長 ◇◇□印	

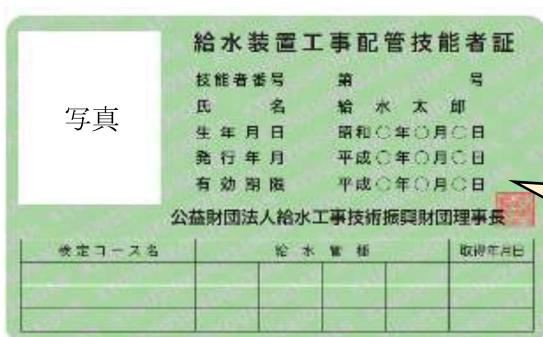
こちらは、某都市が授与した修了証書
都道府県により書式が異なることが考
えられますので、各水道事業者にて関
係各署にご確認願います。

④ 給水工事技術振興財団が実施した配管技能検定合格者証（参考）
(上・平成28年度末まで 下・平成29年度以降)



平成28年度以前の検定合格者証は、
こちらの書式になります。

- その他、配管技能者の資格を証明するもの
- ・給水装置工事配管技能者講習会修了証書
(平成23年度末まで)
 - ・給水装置工事配管技能者講習会修了者証
(平成23年度末まで)
 - ・給水装置工事配管技能検定合格証書
(平成28年度末まで)
 - ・給水装置工事配管技能者認定証
(平成28年度末まで)



平成29年度の検定合格者証及び
平成28年度以前の資格保有者が
更新・再発行された場合について
は、こちらの書式になります。